

札幌市教育旅行貸切バス経費助成金交付要綱

(通則)

第1条 札幌市が実施する教育旅行貸切バス経費助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷している教育旅行需要を回復させるため、札幌市外（国内）の学校による札幌市内での教育旅行の実施に係る貸切バス経費を助成することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 教育旅行

学習指導要領に定める学校行事で、「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」等のうち、宿泊を伴うものをいう。

(2) 学校

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校（うち高等課程）、各種学校（うち小学校、中学校、高等学校に相当する課程。外国人学校を含む。）、高等専門学校（うち1～3学年）をいう。

(3) 旅行会社

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業の登録を受けた者をいう。

(4) 貸切バス

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定により一般旅客自動車運送事業の許可を受けた者が運送する、同法第3条第1項のロの自動車をいう。

(事務取扱者)

第4条 札幌市から本事業を委託された事務局（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(助成金交付対象者)

第5条 本事業の助成金交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 札幌市内で教育旅行を実施する札幌市外（国内）の学校に対し、旅行の手配を行う旅行会社。

(2) 札幌市内での教育旅行の実施について、旅行の手配を自ら行う札幌市外（国内）の学

校。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 役員等（助成金交付対象者が個人である場合にはその者を、助成金交付対象者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、助成金交付対象者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この項において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者
- (2) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

（助成金対象経費及び助成金額）

第6条 助成金交付対象者が、次の各号に掲げる条件を全て満たす教育旅行を手配する場合に、その移動に係る貸切バス料金の経費の全部又は一部に対して予算の範囲内で助成金を交付する。助成対象経費はバス賃借料とし、消費税及び地方消費税を含まない。

- (1) 対象となる教育旅行が、令和3年（2021年）5月1日から令和4年（2022年）2月28日までの間に実施されること。
- (2) 札幌市内において見学や体験を実施し、かつ1泊以上札幌市内に宿泊すること。
- (3) 助成金交付の対象となる教育旅行について、同一の貸切バスに対して他の助成事業等を利用していないこと。

2 助成金の交付額及び上限額は、下表のとおりとする。なお、交付申請の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

交付額	上限額
貸切バス1台あたり50,000円	1台あたりの料金が50,000円に満たない場合は左記にかかわらず実費を上限
	1学校あたり300,000円を上限

（貸切バスの条件）

第7条 本事業で助成金交付対象者が手配する貸切バス事業者は、北海道が定めた「北海道スタイル」安心宣言を掲示し実践する事業者であり、かつ、北海道の「感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業」により策定したガイドラインを遵守する事業者とする。なお、本取組状況については、助成金交付対象者が確認するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 助成金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、貸切バス経費助成金交付申請書（様式第1-1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、旅行出発日から起算して30日前までに、事務局あてに提出するものとする。

- (1) 助成金の対象となる教育旅行を実施する学校長の承認書（様式第1-2号）
※学校長の承認書については、学校自らが申請者となる場合は不要。
- (2) 誓約書（様式第1-3号）
- (3) 実施予定の教育旅行に係る行程表、旅行代金見積書及び内訳書（貸切バスの経費が分かるもの）
- (4) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 事務局は、助成金の交付申請があった場合は、前条の交付申請書及び関係書類（以下「交付申請書等」という。）の内容を審査し、予算の範囲内で支援金の交付決定を行う。

(交付決定の通知)

第10条 事務局は、前条の規定に基づき、助成金の交付決定を行ったときは、貸切バス経費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者あてに通知するものとする。また、交付を認めないときは、その審査の結果について通知するものとする。

(変更申請等)

第11条 申請者は、申請内容を変更又は取り下げる場合は、速やかに貸切バス経費助成金変更・取下げ申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第12条 申請者は、第9条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(実績報告)

第13条 申請者は、助成金交付の対象となる教育旅行が終了したときは、原則として、その日から起算して30日を経過した日又は令和4年（2022年）3月14日のいずれか早い日までに、貸切バス経費助成金実績報告書（様式第4-1号）に次の各号に掲げる書類を

添えて事務局あてに提出しなければならない。

- (1) 実施した教育旅行に係る行程表、旅行代金見積書及び内訳書（貸切バスの経費が分かるもの）
- (2) 助成金の対象となる貸切バス事業者への支払額を証明する書類
- (3) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類

（助成金交付額の確定等）

第 14 条 事務局は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査を行い、適当と認められるものについて、助成金交付額を確定し、貸切バス経費助成金確定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第 15 条 助成金は、前条の規定により助成金の額を確定したのち、交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、事務局は第 9 条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成金交付対象者が、法令、本要綱又は事務局及び札幌市の指示に違反した場合
- (2) 助成金交付対象者又は交付の対象となる教育旅行が、本要綱の規定に適合しない場合
- (3) 助成金交付対象者が、助成金を本要綱に定める用途以外に使用した場合
- (4) 助成金交付対象者が、助成対象経費に関して不正、その他不適当な行為をした場合
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付の対象となる教育旅行の全部又は一部を継続する見込みがなくなった場合
- (6) 当該交付対象事業が事業実施期間内に終了しなかった場合
- (7) 交付対象事業者が、様式第 1－3 号の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 事務局又は札幌市は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 前項の命令を受けた交付対象事業者は、事務局又は札幌市が指定する期日までに助成金を返還しなければならない。

（書類の保管）

第 17 条 助成金の交付を受けた者は、助成金交付申請に係る提出書類の写し及び各種通知書類を、助成事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保管しなければならない。

（事業の終了）

第 18 条 助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点で当該事業の申請受付を終了する。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めのない事項については、札幌市と事務局が協議の上、別途決定する。

附 則

この要綱は令和 3 年 3 月 5 日から施行する。